

「高槻市国土強靱化地域計画（第2期）（素案）」に対する
パブリックコメントの実施結果について

1 実施概要

- (1) 実施期間 令和6年12月20日（金）から令和7年1月20日（月）
- (2) 募集方法 市ホームページ（簡易電子申込）、郵送、FAX又は危機管理室に直接持参
- (3) 閲覧場所 危機管理室、行政資料コーナー、各支所、各市立公民館、各コミュニティセンター、市ホームページ

2 実施結果

- (1) 意見者数 個人2人
- (2) 意見件数 14件（簡易電子申込14件）
- (3) 寄せられたご意見と本市の考え方及び対応
別紙のとおり

「高槻市国土強靱化地域計画（第2期）（素案）」に寄せられたご意見と本市の考え方及び対応

No.	該当ページ	項目	意見の要旨	市の考え方	対応
1	1	第1章 計画策定の目的と位置付け 1 計画策定の目的	第1期計画の総括を示していただきたい。	第1期計画を踏まえ、引き続き、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげる施策を継続的かつ強力に推進していくこととしています。	原案どおり
2	1	第1章 計画策定の目的と位置付け 1 計画策定の目的	計画の立案・審査・承認の経緯など、策定体制を示していただきたい。	国のガイドラインを参考に、庁内に策定・推進体制を構築していますが、計画書への記載は不要と考えています。	原案どおり
3	1	第1章 計画策定の目的と位置付け 1 計画策定の目的	「なお、策定に当たっては、令和5年6月に変更された国の基本法を踏まえるとともに、」とありますが、「なお、策定に当たっては、令和5年7月に閣議決定された新たな国の基本計画を踏まえるとともに、」に修正していただきたい。	ご意見を踏まえ、「なお、策定に当たっては、令和5年6月に変更された国の基本法を踏まえるとともに、基本計画の趣旨や過去の自然災害の教訓」を「なお、策定に当たっては、令和5年7月に閣議決定された新たな国の基本計画や過去の自然災害の教訓を踏まえるとともに、」に修正します。	一部修正
4	2	第1章 計画策定の目的と位置付け 2 計画の位置付け	本計画に関連する個別計画を、具体的に示していただきたい。	主要な個別計画の掲載で足りると判断しています。なお、記載がない計画であっても、本計画の趣旨等を踏まえて策定するよう周知しています。	原案どおり

No.	該当 ページ	項目	意見の要旨	市の考え方	対応
5	3	第 2 章 高槻市の地域特性	<p>項番を以下のように見直し、記載内容も修正・追記願います。</p> <p>1 自然条件</p> <p>(1) 本市の位置及び地勢の特性：鉄道や市街地に関する記載は、「2 社会条件」に移動</p> <p>(2) 地形</p> <p>ア 台地</p> <p>イ 丘陵地</p> <p>ウ 山地</p> <p>エ 河川（追加）：河川の概要、平野部で築堤河川となっており、主要な用排水は雨水ポンプ場や排水機場で河川に排水していることを記載</p> <p>(3) 地質：「活断層」や「液状化」に関する記載を追記</p> <p>(4) 気象</p> <p>2 社会条件</p> <p>(1) 人口の推移：「高齢化」に関する記載を追記</p> <p>(2) 都市構造</p> <p>(3) 公共施設（追加）：規模の概要など示し、老朽化に関する記載を追加</p> <p>(4) 交通基盤（追加）：鉄道や道路の概要、府内唯一の公営バスである高槻市営バスに言及</p>	<p>ご意見を踏まえ、下記のとおり記載内容を一部修正しました。なお、公共施設の老朽化等の記載については、11 ページ「第 3 章 基本的な考え方 4 配慮すべき事項」に記載しています。</p> <p>・第 2 章 高槻市の地域特性「2 社会条件（1）人口の推移」の最後に、「また、65 歳以上の人口は年々増加しています。」という一文を追加します。</p> <p>(2) 都市構造に、「また、市街地は JR 東海道本線及び阪急京都線の駅を中心に展開し、その周辺から郊外にかけて住宅地が広がっています。」という一文を追加します。</p> <p>(3) 交通基盤の項目を新たに設け、「JR 東海道本線の特急・新快速や阪急京都線の特急の停車駅が所在し、大阪・京都とも約 15 分で結ばれている利便性の高い都市となっています。</p> <p>また、バスネットワークについては、市営バスが鉄道駅ターミナルから市内各地域への放射状ネットワークを形成しており、市内のバス路線の大半を占めています。</p> <p>さらに、平成 29 年度には新名神高速道</p>	一部 修正

				<p>路の高槻ジャンクション・インターチェンジが開通し、広域的な自動車ネットワークに直接つながることになり、より一層交通利便性が高まりました。」という文章を追加します。</p> <p>・9 ページ「第3章 基本的な考え方 3 対象とする災害（リスク）」の（1）地震の災害リスクに関して、「最大震度6弱と想定されます。」を「最大震度6弱と想定され、液状化発生の可能性もあります。」に修正します。</p>	
--	--	--	--	--	--

No.	該当ページ	項目	意見の要旨	市の考え方	対応
6	11	第3章 基本的な考え方 3 対象とする災害（リスク） (2) 風水害（台風、豪雨、土砂災害等）の災害リスク	以下の記載について、「第2章 1 高槻の地域特性」に移動していただきたい。 「本市域には、国、府が管理する一級河川が12河川、市が管理する準用河川が5河川あり、市内平野部では築堤河川となっています。主要な用排水路延長が約115km、ため池が93か所あり、降雨時には、流末の雨水ポンプ場や排水機場で河川に排水しています。」 また、淀川氾濫による浸水リスク地域に、市の重要なインフラである市役所、保健所、浄水場、下水処理場、ごみ焼却場、市営バスの芝生営業所が存在することを追記いただきたい。	河川等の状況については、災害リスクに関連が深いことから、9ページ「第3章 基本的な考え方 3 対象とする災害（リスク）」に記載しています。 また、淀川は洪水予報河川として指定されており、氾濫した場合に国民経済上重大又は相当な被害を生じる恐れがある河川であることを記載しています。	原案どおり
7	11	第3章 基本的な考え方 4 配慮すべき事項 (1) 適切な施設の維持管理と強靱化	「昭和40年代に建設された都市基盤施設を始め、多くの公共施設等が、更新時期を迎えていることから、適切な維持管理がますます必要となります。既存施設については長寿命化を基本としつつ、施設の統廃合・集約化を進めるなど、市民の安全・安心を一層確保するため、整備に対する投資の選択と集中を図り、施設の強靱化を推進します。」とありますが、公共施設の統廃合・集約化を行う際には、市民の生活圏を視野に入れて、慎重に検討することを追記していただきたい。	避難場所として指定している公共施設の統廃合・集約化を検討する際には、各地域における避難場所の指定状況等を踏まえ、関係所管において協議します。	原案どおり
8	13	第4章 脆弱性の評価と取り組む施策・事業 1 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定	4-1は、削除すべきと考える。4-1を残すのであれば、名称は「サプライチェーンの寸断等による企業の生産力の大幅な低下」に修正していただきたい。	国のガイドラインや本市の状況を踏まえ、リスクシナリオを設定しています。	原案どおり

No.	該当ページ	項目	意見の要旨	市の考え方	対応
9	15	第4章 脆弱性の評価と取り組む施策・事業 2 リスクシナリオに対する脆弱性評価	26項目のリスクシナリオと対策の推進方針について、全体像が把握できるように、一覧表を作成し別紙として添付していただきたい。	「第4章 脆弱性の評価と取り組む施策・事業 1 リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)の設定」「2 リスクシナリオに対する脆弱性評価」に記載するとともに、素案の概要に相関表(マトリクス)を掲載しています。	原案どおり
10	30	第4章 脆弱性の評価と取り組む施策・事業 2 目標5 5-4 陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	高槻市の交通インフラの特徴である市営バスについて、記載を追加していただきたい(芝生営業所については、浸水リスク地域にあるので、車両の水没を避けるために事前の避難が必要となる)。	市営バスの浸水対策については、17ページのリスクシナリオである「1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生」に対する取組・施策として、「淀川広域避難体制の整備」を位置付けており、対策を進めているところです。	原案どおり
11	31	第4章 脆弱性の評価と取り組む施策・事業 2 目標6 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	浸水リスク地域にあるエネルギーセンターについて、記載を追加していただきたい(水害時にゴミ焼却施設の被害を最小限に留める取組が必要であり、ゴミ収集車両は水没を避けるために事前の避難が必要となる)。	エネルギーセンターの浸水対策については、17ページのリスクシナリオである「1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生」に対する取組・施策として、「淀川広域避難体制の整備」を位置付けており、対策を進めているところです。	原案どおり

No.	該当ページ	項目	意見の要旨	市の考え方	対応
12	33	第4章 脆弱性の評価と取り組む施策・事業 3 施策・事業と施策分野との相関（マトリクス）	<p>施策分野を国の基本計画に従い、Aは「行政機能／消防／防災教育等」、Bは、住宅・都市／土地利用」、Cは「保健医療／福祉」、Dは「産業構造／農林業／エネルギー」、Fは「国土保全／土地利用／環境」に修正し、Gを削除することを提案する。また、新たに下記6項目を横断的分野として追加していただきたい。ただし、「研究開発」は取り上げなくても良い。</p> <p>【新規追加】 1 リスクコミュニケーション 2 人材育成 3 官民連携 4 老朽化対策 5 研究開発 6 デジタル活用</p>	<p>施策分野については、国のガイドラインを踏まえ、リスクシナリオを回避するために必要な施策を念頭に置きつつ、本市の状況を踏まえて設定しています。</p>	原案どおり
13	33	第4章 脆弱性の評価と取り組む施策・事業 3 施策・事業と施策分野との相関（マトリクス）	<p>目標2、目標4、目標6のマトリクス表を、一覧表にしていきたい。本文中で無理ならば、別紙として添付していただきたい。</p>	<p>印刷製本を想定した紙面構成としております。なお、計画策定後にホームページで公表する際は一覧表を掲載する予定です。</p>	原案どおり
14	40	第5章 計画の推進と進捗管理について	<p>取組または個別事業の一覧を添付していただきたい。</p>	<p>40ページ「第5章 計画の推進と進捗管理について」に記載のとおり、国土強靱化実施計画を作成し、公表する予定です。また、実施計画では各取組の進捗状況等を定期的に把握し、検証します。</p>	原案どおり